

## 高知県福祉サービス第三者評価機関認証基準

### 1 第三者評価機関認証要件

#### (1) 組織体制・規程等

- ① 法人格を有すること。
- ② 評価調査者に関し、次の要件を満たすこと。
  - ア 次のA又はBに該当する評価調査者をそれぞれ1名以上設置すること。
    - A 組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
    - B 福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - イ 評価調査者は、県が行う評価調査者養成研修又はこれと同等の研修を受講し、修了していること。
  - ウ 評価調査者に対して定期的な研修機会を確保すること。
  - エ 一件の第三者評価に2人以上(②-ア-A又はBの双方を含む)の評価調査者が一貫して当たること。
- ③ 事業内容に関する透明性を確保するために以下の規程等を整備し、公開すること。
  - ア 所属する評価調査者一覧
    - ※評価調査者養成研修の修了に関すること、上記②-ア-A又はBに関する資格又は主な経歴について記載すること。なお、氏名については非公開とすることも可とする。
  - イ 事業内容等に関する規程(第三者評価を実施するサービス種別を含む。)
  - ウ 第三者評価の手法
  - エ 守秘義務に関する規程
  - オ 倫理規程
  - カ 料金表
  - キ 評価事業の実績
- ④ 第三者評価を受けた事業者等からの苦情等への対応体制を整備していること。

#### (2) 第三者評価基準

第三者評価を行うに当たっては、原則として高知県福祉サービス第三者評価事業推進委員会(以下「県」という。)が示す「高知県福祉サービス第三者評価基準」を使用すること。

#### (3) 第三者評価の手法

- ① 第三者評価の方法  
第三者評価の方法は、書面調査及び訪問調査によって行うものとする。
- ② 第三者評価を行う事業所に関する注意事項  
第三者評価機関にあつては自らが直接経営する事業所の第三者評価を、評価調査者にあつては自らが関係する事業所の第三者評価を行うことはできないものとする。
- ③ 第三者評価結果のとりまとめ方法  
第三者評価結果のとりまとめは、第三者評価の公正・中立性を確保する観点から、評価調査者等の合議によって行うものとする。  
その際、学識経験者等により構成される評価決定委員会を設置し、合議を行うことが望ましい。

#### (4) 利用者の意向の把握

利用者の意向を把握することの重要性に鑑み、第三者評価と併せて利用者調査を実施するよう努めるものとする。

### (5) 第三者評価結果の取扱い

第三者評価結果については、原則として県が示す「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、事業所の同意を得て公表するものとする。

また、第三者評価機関は県に対して「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を報告するものとする。

なお、第三者評価機関は、県に対して「福祉サービス第三者評価結果の公表ガイドライン」に基づき、第三者評価結果を報告することにより、上記の公表に替えて差し支えないものとする。

## 2 認証の手続

当基準を満たしたものが認証を受けようとする場合は、「高知県福祉サービス第三者評価機関認証新規申請書」(別紙)に記入のうえ必要書類を添付して県に申請するものとする。

## 3 その他

### (1) 第三者評価機関認証の有効期間

第三者評価機関認証の有効期間は、認証を受けた日から3年間とする。

ただし、平成28年4月11日までに認証を受けているものの有効期間については、平成28年4月11日から3年間とする。

### (2) 認証の更新

認証の有効期間の満了後も引き続き認証を受けようとする場合は、高知県知事に対して、当該認証の有効期間が満了する日までに「高知県福祉サービス第三者評価機関認証更新申請書」を県に提出しなければならない。

この際、社会的養護関係施設第三者評価機関を除き、認証の更新を行う日の属する年度の前年度から直近3か年度における評価件数(社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。以下同じ。)が10件以上の場合にあつては、当該第三者評価機関に所属する評価調査者が全国推進組織又は県が行う更新時研修を受講するよう努めなければならないものとし、当該評価件数が10件未満の場合にあつては、当該更新を行う年度中に、当該更新時研修を必ず受講しなければならないものとする。

また、以下のいずれかに該当する場合には、更新は行わないものとする。

- ① 第三者評価機関認証要件のいずれか一つが欠けた場合
- ② 原則として過去3年間、評価実績がない場合
- ③ (6)に定める県への定期的な事業報告又は調査等の協力を行わない場合
- ④ 次に掲げる不正な行為が行われた場合
  - ア 第三者評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受け取ること
  - イ 守秘義務に違反すること
  - ウ サービス利用者や事業者の人権を侵害すること
  - エ 法令に違反すること
  - オ その他社会通念上不正な行為と認められる行為

### (3) 第三者評価機関認証の取消し

第三者評価機関認証は、(2)において更新時研修を受講しなければならないにもかかわらず、当該研修を受講していない場合にあつては、県における当該認証の状況その他の事情を参酌した上で、当該認証の継続が必要と認める場合を除き、原則として取り消すものとし、同項に掲げる各号のいずれかに該当した場合にあつては、その有効期間にかかわらず、取り消すものとする。

(4) 変更の届出

評価機関は、法人の定款、寄附行為、役員等名簿その他要領に定める規定等の内容に変更が生じたときは、変更事由が発生した日から30日以内に福祉サービス第三者評価機関変更届に必要な書類を添付し、変更内容を県に届け出るものとする。

(5) 第三者評価機関からの認証辞退の取扱い

認証を辞退する第三者評価機関は、県に届出を行うものとする。

(6) 県への報告及び協力

① 定期的な事業報告

第三者評価機関は、毎事業年度終了後速やかに県に対し、第三者評価事業の実績等を報告するものとする。

② 県への協力

第三者評価機関は、県が第三者評価事業の適正な実施を目的として行う調査等に協力するものとする。

(参考)

## 守秘義務に関する規程及び倫理規程について

認証基準の第1の(1)の③のエ守秘義務に関する規程及びオ倫理規程の策定に当たっては、次の内容を参考にしてください。なお、両規程を一本化して策定しても構いません。

### ○ 守秘義務に関する規程の内容

- 1 評価機関が収集する情報は、第三者評価実施に必要な最小限の情報とし、第三者評価以外の目的には決して使用しないこと。
- 2 評価機関及び第三者評価実施に当たって評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第三者評価を実施するうえで知り得たサービス利用者及びその家族並びに事業所に関する情報を、第三者に漏洩しないこと。この守秘義務は、評価終了後も同様であること。
- 3 評価機関は、第三者評価で実施した利用者調査及び事業所の職員個人に対して実施した調査の結果については、記入者が特定されないよう加工したうえで事業所に報告するものとし、実際に使用し、回答の記入された個別の調査票については、事業所やその他の第三者に漏洩しないよう細心の注意を払うこと。
- 4 評価機関は、利用者等に関する情報が記載された書類については、事業所への訪問調査を行う際に現地で閲覧により確認することとし、事業所の外に持ち出さないこと。
- 5 評価機関は、事業所が業務上作成している内部資料等については、原則として事業所への訪問調査を行う際に現地で閲覧により確認することとし、事業所の外に持ち出さないこと。

### ○ 倫理規程の内容

- 1 評価機関及び第三者評価実施に当たって評価機関から協力依頼や一部の業務委託を受けた者は、第三者評価を実施する際、利用者及びその家族に調査協力を強いることのないよう、利用者及びその家族の意思に十分に配慮し、人権を尊重すること。
- 2 評価機関は、当該第三者評価に関する問い合わせや苦情に対応する窓口を設け、事業所、サービス利用者及びその家族等に周知すること。

〔様式1〕

平成 年 月 日

高知県知事様

申請者（所在地）〒

（法人名）

（代表者名）

印

高知県福祉サービス第三者評価機関認証（新規・更新）申請書

高知県福祉サービス第三者評価機関認証基準第2（第3の2）の規定により、高知県福祉サービス第三者評価機関として認証を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 第三者評価事業を実施する部署・連絡先

第三者評価 事業に関わ る連絡先	事業を実施する 部署の所在地	〒
	担当部署名	
	担当者職・氏名	
	電話番号（FAX）	（ ）
	メールアドレス	

2 添付資料

- (1) 定款及び法人登記簿謄本（写しで可・6ヶ月以内のもの）
- (2) 法人の事業計画書又は事業概要（パンフレット等）
- (3) 直近の事業年度における決算書（貸借対照表を含む。）
- (4) 評価者名簿【様式2】
- (5) 評価委員名簿（評価委員会を設置している場合のみ。）【様式3】
- (6) 事業の運営に関する規程等（実施するサービスの種別を含む。）
- (7) 守秘義務に関する規程
- (8) 倫理規程
- (9) 苦情窓口【様式4】
- (10) 標準的な評価の流れ（評価手法、評価料金、評価結果の公表方法を含む。）

[様式2]

評価者名簿

No	氏名	所属(職種)	国家資格等名	要件を満たす経験年数	養成研修受講の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

[様式3]

評価委員名簿

No	氏名	所属(職種)	国家資格等名	要件を満たす経験年数	養成研修受講の有無
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					

[様式4]

苦情窓口

苦情担当者氏名	
受付番号	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	
備考	

[様式5]

第 号  
平成 年 月 日

高知県知事 様

届出者  
(所在地) 〒

(法人名)  
(代表者名)

印

福祉サービス第三者評価機関変更届

福祉サービス第三者評価機関の認証申請書記載事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

評価機関	フリガナ					
	名称					
	代表者の 役職名・氏名	役職名			フリガナ	
					氏名	
	所在地	〒				
	電話番号					
	FAX 番号					
e-mail						
変更内容	変更前					
	変更後					

\* 福祉サービス第三者評価機関認証申請書の「1 第三者評価を実施する部署・連絡先等」以外の「2 添付資料」に関する変更は、当該書類を添付してください。